第百十四条の八十三　高度管理医療機器等の製造販売業者又は製造業者については、第百七十三条第一項の規定を準用する。

2　（略）

（卸売販売業における医薬品の販売等の相手方）

第百三十八条　法第二十五条第三号の厚生労働省令で定める者は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　助産所（医療法第二条第一項に規定する助産所をいう。）の開設者であつて助産所で滅菌消毒用医薬品その他の医薬品を使用するもの

三～十五　（略）

別表第一（第十一条の三関係）

第一　管理、運営、サービス等に関する事項

一　基本情報

(1)～(8)	（略）
(9)	地域連携薬局の認定の有無
(10)	専門医療機関連携薬局の認定の有無（有の場合は第十条の三第一項に規定する傷病の区分を含む。）
二	（略）
三	薬局サービス等
(1)～(6)	（略）
（削る）	

四　（略）

第二　提供サービスや地域連携体制に関する事項

一　業務内容、提供サービス

(1)	認定薬剤師（中立的かつ公共性のある団体により認定され、又はそれらと同等の制度に基づいて認定された薬剤師をいう。）の種類及び人数
(2)	（略）
(3)	薬局の業務内容
(i)～(vi)	（略）
(vii)	オンライン服薬指導の実施の可否
(viii)	電磁的記録をもつて作成された処方箋の受付の可否
(ix)・(x)	（略）
(4)	地域医療連携体制
(i)・(ii)	（略）
(iii)	入院時の情報を共有する体制の有無
(iv)～(vi)	（略）

二　実績、結果等に関する事項

(1)・(2)	（略）
(3)	感染防止対策の実施の有無
(4)・(5)	（略）
(6)	処方箋を応需した者（以下この表において「患者」という。）の数
(7)～(10)	（略）

第百十四条の八十三　高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器（以下「高度管理医療機器等」という。）の製造販売業者又は製造業者については、第百七十三条第一項の規定を準用する。

2　（略）

（卸売販売業における医薬品の販売等の相手方）

第百三十八条　法第二十五条第三号の厚生労働省令で定める者は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　助産所（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二条第一項に規定する助産所をいう。）の開設者であつて助産所で滅菌消毒用医薬品その他の医薬品を使用するもの

三～十五　（略）

別表第一（第十一条の三関係）

第一　管理、運営、サービス等に関する事項

一　基本情報

(1)～(8)	（略）
（新設）	
（新設）	
二	（略）
三	薬局サービス等
(1)～(6)	（略）
(7)	受動喫煙を防止するための措置

四　（略）

第二　提供サービスや地域連携体制に関する事項

一　業務内容、提供サービス

(1)	認定薬剤師（中立的かつ公共性のある団体により認定され、又はそれらと同等の制度に基づいて認定された薬剤師をいう。）の種類及び人数
(2)	（略）
(3)	薬局の業務内容
(i)～(vi)	（略）
（新設）	
（新設）	
(vii)・(viii)	（略）
(4)	地域医療連携体制
(i)・(ii)	（略）
（新設）	
(iii)～(v)	（略）

二　実績、結果等に関する事項

(1)・(2)	（略）
（新設）	
(3)・(4)	（略）
(5)	処方せんを応需した者（以下この表において「患者」という。）の数
(6)～(9)	（略）